

日本税理士会連合会 編
中 央 経 済 社

所得稅取扱通達集

＜昭和58年5月1日現在＞

- ① 所得稅取扱通達
- ② 租稅特別措置法關係通達
- ③ 災害被害者に対する租稅
の減免、徴収猶予等に関
する法律關係通達
- ④ 日米所得稅条約關係通達
- ⑤ 追 録
- ⑥ 索 引

中央經濟社

所得税取扱通達集

〔昭和58年5月1日現在〕

- ① 所 得 税 取 扱 通 達
- ② 租税特別措置法関係通達
- ③ 災害被害者に対する租税
の減免、徴収猶予等に関
する法律関係通達
- ④ 日米所得税条約関係通達

索 引

中 央 経 済 社

所得税取扱通達集 昭和五十八年五月一日現在

昭和五十八年五月三十日 印刷

昭和五十八年六月十日 発行

編集 日本税理士会連合会
中央経済社会

発行者 渡辺正一

印刷所 東京美術印刷社

* * *

発行所 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一三二―一二

電話 (293) 三三七二 (編集部)
(293) 三三八一 (営業部)

振替口座・東京〇一八四三二

落丁本・乱丁本はお取替致します

ISBN4-481-80086-0 C2034

所得稅取扱通達集

所得稅取扱通達	一
基本通達	一
個別通達	二五七
租稅特別措置法關係通達	三五五
災害被害者に對する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律關係通達	六五一
日米所得稅條約關係通達	六六五
索引	卷末

所得税取扱通達

基本通達

(昭四五・七・一直審(所)三〇)
(最終改正昭五七・一二・二七直所三一五)

所得税基本通達の制定について

所得税基本通達を別冊のとおり定めるとともに、所得税に關する既往の取扱通達を別紙のとおり改正または廃止したから、通達する。

この所得税基本通達の制定に当たつては、從來の所得税に關する通達について全面的に検討を行ない、これを整備統合する一方、その内容面においては、法令の單純な解說的留意規定はできるだけ設けないこととするなど通達を簡素化するとともに、なるべく画一的な基準を設けることを避け、個々の事案に妥當する彈力的運用を期することとした。したがつて、この通達の具體的な適用に当たつては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具體的事案に妥當する処理を図るよう努められたい。

目次

第一編 総則

第一章 通則

法第二条《定義》關係……………九

〔居住者、非居住者及び非居住者(第三、四、五号關係)〕……………九

〔人格のない社団等(第八号關係)〕……………九

〔公社債(第九号關係)〕……………〇

〔預貯金(第十号關係)〕……………一

〔棚卸資産(第十六号關係)〕……………一

〔減価償却資産(第十九号關係)〕……………一

〔繰延資産(第二十号關係)〕……………三

〔変動所得(第二十三号關係)〕……………五

〔臨時所得(第二十四号關係)〕……………五

〔障害者(第二十八号關係)〕……………六

〔老年者(第三十号關係)〕……………七

〔寡婦及び寡夫(第三十一、三十一号の二關係)〕……………七

〔勤労学生(第三十二号關係)〕……………七

〔控除対象配偶者および扶養親族(第三十三、三十四号關係)〕……………八

〔特別農業所得者(第三十五号關係)〕……………九

法第三条《居住者及び非居住者等の区分》關係……………一九

第二章 課税所得の範圍

法第七条《課税所得の範圍》關係……………二〇

法第九条《非課税所得》關係……………三

〔傷病者の恩給等(第三号關係)〕……………三

〔旅費(第四号關係)〕……………三

〔通勤手当(第五号関係)〕	二四
〔現物給与(第六号関係)〕	二四
〔外国公務員等の給与等(第八号関係)〕	二五
〔強制換価等による譲渡(第十号関係)〕	二五
〔有価証券の譲渡(第十一号関係)〕	二六
〔証券投資信託の収益の分配(第十二、十三号関係)〕	二九
〔減資等により交付を受ける金銭等(第十四、十五、十六号関係)〕	三〇
〔学資金(第十九号関係)〕	三〇
〔相続等により取得するもの(第二十号関係)〕	三〇
〔保険金、損害賠償金等(第二十一号関係)〕	三〇
法第十条〔少額預金の利子所得等の非課税〕 関係	三一
第三章 所得の帰属に関する通則	
法第十二条〔実質所得者課税の原則〕 関係	三六
第二編 居住者の納税義務	
第一章 課税標準およびその計算ならびに所得控除	
第一節 各種所得の金額の計算	
第一款 所得の種類および各種所得の金額	
法第二十三条〔利子所得〕 関係	三九
法第二十四条〔配当所得〕 関係	三九
法第二十五条〔配当等の額とみなす金額〕 関係	四〇
法第二十六条〔不動産所得〕 関係	四三
法第二十七条〔事業所得〕 関係	四四
法第二十八条〔給与所得〕 関係	四五
法第二十九条〔給与等とみなす年金〕 関係	四八

法第三十条〔退職所得〕 関係	四六
法第三十一条〔退職手当等とみなす一時金〕 関係	五〇
法第三十二条〔山林所得〕 関係	五二
法第三十三条〔譲渡所得〕 関係	五三
法第三十四条〔一時所得〕 関係	六〇
法第三十五条〔雑所得〕 関係	六一
法第二十三条から第三十五条まで〔各種所得〕 共通関係	六二
第二款 所得金額の計算の通則	
法第三十六条〔収入金額〕 関係	六六
〔収入金額の収入すべき時期〕	六六
〔経済的利益〕	七〇
〔給与等にかかる経済的利益〕	七五
〔給与等とされる経済的利益の評価〕	七九
法第三十七条〔必要経費〕 関係	八三
〔債務が確定している費用〕	八三
〔租税公課〕	八三
〔資本的支出と修繕費〕	八六
〔海外渡航費〕	八九
〔その他の共通費用〕	九二
〔山林にかかる費用〕	九三
法第三十六条および第三十七条〔収入金額および必要経費〕 共通関係	九四
〔販売代金が未確定の場合の所得計算〕	九四
〔質屋営業の所得計算〕	九四
〔請負による所得計算〕	九四

〔造成団地の分譲による所得計算〕	九五
〔出版業の所得計算〕	九六
〔売上割戻し〕	九七
〔仕入割戻し〕	九七
〔商品引換券等の発行に係る所得計算〕	九八
〔商品等の販売に要する景品等の費用〕	九八
〔長期の損害保険契約にかかる支払保険料等〕	一〇〇
〔組合の所得計算〕	一〇一
〔その他〕	一〇三
法第三十八條《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係	一〇三
第三款 収入金額の計算	
法第三十九條《棚卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入》関係	一〇九
法第四十條《棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入》関係	一一〇
法第四十一條《農産物の收穫の場合の総収入金額算入》関係	一一〇
法第四十四條《移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入》関係	一一〇
第四款 必要経費等の計算	
第一目 家事関連費・租税公課等	
法第四十五條《家事関連費等の必要経費不算入等》関係	一二
〔家事関連費(第一号関係)〕	一二
〔附帯税(第三号関係)〕	一二

〔損害賠償金等(第七号関係)〕	一二
法第四十六條《所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入》関係	一二
第二目 資産の評価および償却費	
法第四十七條《棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法》関係	一二三
〔棚卸資産の評価の方法(令第九十九條関係)〕	一二三
〔棚卸資産の評価の方法の選定(令第一百條関係)〕	一二三
〔棚卸資産の評価の方法の変更手続(令第一百一條関係)〕	一二六
〔棚卸資産の取得価額(令第一百三三條関係)〕	一二六
〔棚卸資産の取得価額の特例(令第一百四條関係)〕	一二六
〔棚卸の手続〕	一二八
法第四十八條《有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法》関係	一二九
法第四十九條《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》関係	一三〇
〔減価償却資産の償却の方法(令第二百二條関係)〕	一三〇
〔特別な償却の方法(令第二百二條の二関係)〕	一三二
〔減価償却資産の償却の方法の変更手続(令第二百二十四條関係)〕	一三一
〔減価償却資産の取得価額(令第二百二十六條関係)〕	一三三
〔耐用年数の短縮(令第二百三十條関係)〕	一三四
〔償却費の計算(令第三百三十一條関係)〕	一三五
〔鉱業用減価償却資産の償却〕	一三六
〔温泉利用権の償却〕	一三七
〔工業所有権の実施権等の償却〕	一三七

〔生物の償却〕……………	二八
〔年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例(令第三百三十二条関係)〕……………	二九
〔増加償却(令第三百三十三条関係)〕……………	三〇
〔陳腐化償却(令第三百三十三条の二関係)〕……………	三二
〔少額の減価償却資産(令第三百三十八条関係)〕……………	三三
〔減価償却資産の除却等〕……………	三三
〔償却可能限度額(令第三百三十四条関係)〕……………	三四
〔劣化資産〕……………	三五
法第五十条《繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法》関係……………	三六
〔繰延資産の償却費の計算(令第三百三十七条関係)〕……………	三六
〔少額の繰延資産(令第三百三十九条関係)〕……………	三九
第三目 資産損失……………	
法第五十一条《資産損失の必要経費算入》関係……………	三九
〔固定資産等の損失〕……………	三九
〔貸倒損失〕……………	四一
〔償権償却特別勘定〕……………	四三
〔返品〕……………	四七
〔返品償権特別勘定〕……………	四七
第四目 引当金……………	
法第五十二条《貸倒引当金》関係……………	四八
法第五十三条《返品調整引当金》関係……………	五〇
法第五十四条《退職給与引当金》関係……………	五三
〔退職給与規程の範囲(令第五百五十三条関係)〕……………	五三
〔退職給与引当金勘定への繰入限度額(令第五百五十四条関係)〕……………	五三

〔退職給与引当金勘定の金額の取崩し(令第五百五十五条関係)〕……………	五四
〔死亡の場合の退職給与引当金勘定の金額の処理(令第五百五十七条関係)〕……………	五四
法第五十五条《特別修繕引当金》関係……………	五五
法第五十五条の二《製品保証等引当金》関係……………	五六
第五目 親族が事業から受ける対価……………	
法第五十六条《事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例》関係……………	五九
法第五十七条《事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等》関係……………	五九
第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費および取得費の計算の特例……………	
法第五十八条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係……………	五九
法第五十九条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係……………	六二
法第六十条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係……………	六四
法第六十二条《生活に通常必要でない資産の災害による損失》関係……………	六四
第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例……………	
法第六十三条《事業を廃止した場合の必要経費の特例》関係……………	六四
法第六十四条《資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例》関係……………	六五

第七款 収入および費用の帰属の時期の特例	
法第六十五条《割賦販売等に係る収入及び費用の帰属時期》関係	一六八
法第六十六条《延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期》関係	一七〇
法第六十七条《長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》関係	一七二
法第六十七条の二《小規模事業者の収入及び費用の帰属時期》関係	一七二
第二節 損失の繰越控除	
法第七十条《純損失の繰越控除》関係	一七三
〔被災事業用資産の損失の金額の計算等〕	一七三
〔災害関連費用(令第二百三条関係)〕	一七三
〔繰越控除の適用要件〕	一七四
法第七十一条《雑損失の繰越控除》関係	一七五
第三節 所得控除	
法第七十二条《雑損控除》関係	一七五
法第七十三条《医療費控除》関係	一七七
法第七十四条《社会保険料控除》および第七十五条《小規模企業共済等掛金控除》関係	一七八
法第七十六条《生命保険料控除》関係	一七九
法第七十七条《損害保険料控除》関係	一八二
法第七十八条《寄付金控除》関係	一八三
法第七十九条《障害者控除》関係	一八四
法第八十一条《寡婦(寡夫)控除》関係	一八四
法第八十三条《配偶者控除》および第八十四条	一八四

《扶養控除》関係	一八四
法第八十五条《扶養親族等の判定の時期等》関係	一八五
第二章 税額の計算	
法第九十条《変動所得及び臨時所得の平均課税》関係	一八五
法第九十六条《用語の意義》関係	一八六
法第九十七条《合算対象世帯員がある場合の税額》関係	一八七
法第九十八条《合算対象世帯員がある場合の税額の計算》関係	一八七
法第九十九条《合算対象世帯員がある場合の税額計算の特例の適用除外》関係	一八七
法第一百一条《合算対象世帯員がある場合の税額計算の細目》関係	一八八
〔予定納税基準額についての読替え(令二百三十五条関係)〕	一八八
〔予定納税額減額申請者に対する処分の通知(令第二百四十一条関係)〕	一八八
〔主たる所得者又は合算対象世帯員の死亡又は出国の場合の確定申告(令第二百四十四条関係)〕	一八九
〔申告書等に関する準用(令第二百四十五条関係)〕	一八九
〔延払条件付譲渡に係る所得税額の延納(令第二百五十二条関係)〕	一九〇
〔更正又は決定をすべき金額等(令第二百五十五条関係)〕	一九〇
〔加算税に関する規定の調整(令第二百五十六条関係)〕	一九一

第三章 申告納付および還付

第一節 予定納税

法第百四条《予定納税額の納付》関係……………一九

法第百五条《予定納税基準額の計算の基準日等》

関係……………一九

法第百六条《予定納税額等の通知》関係……………一九

法第百八条《特別農業所得者に係る予定納税基

準額の計算の基準日等》関係……………一九

法第百九条《特別農業所得者に対する予定納税

額等の通知》関係……………一九

法第百十条《特別農業所得者の申請》関係……………一九

法第百十一条《予定納税額の減額の承認の申請》

関係……………一九

法第百十三条《予定納税額の減額の承認の申請に

対する処分》関係……………一九

法第百十四条《予定納税額の減額の承認があつた

場合の予定納税額の特例》関係……………一九

第二節 確定申告ならびにこれに伴う納付および還付

法第百二十条《確定所得申告》関係……………一九

法第百二十一条《確定所得申告を要しない場合》

関係……………一九

法第百二十二条《還付等を受けるための申告》関

係……………一九

法第百二十四条《確定申告書を提出すべき者等が

死亡した場合の確定申告》および第百二十五条

《年の中途で死亡した場合の確定申告》関係……………一九七

法第百二十七条《年の中途で出国をする場合の確

定申告》関係……………一九八

法第百三十二条《延払条件付譲渡に係る所得税額

の延納》関係……………一九八

法第百四十条《純損失の繰戻しによる還付の請求》

及び第百四十一条《相続人等の純損失の繰戻し

による還付の請求》関係……………一九九

法第百四十二条《純損失の繰戻しによる還付の手

続等》関係……………一九九

第三節 青色申告

法第百四十三条《青色申告》関係……………二〇〇

法第百四十四条《青色申告の承認の申請》関係……………二〇〇

法第百四十八条《青色申告者の帳簿書類》関係……………二〇〇

法第百五十条《青色申告の承認の取消し》関係……………二〇一

第四章 更正の請求の特例

法第百五十二条《各種所得の金額に異動を生じた

場合の更正の請求の特例》関係……………二〇一

第三編 非居住者および法人の納税義務

第一章 国内源泉所得

法第百六十一条《国内源泉所得》関係……………二〇一

〔事業から生ずる所得(第一号関係)〕……………二〇一

〔資産の運用、保有又は譲渡により生ずる所得(第一

号関係)〕……………二〇二

〔人的役務の提供事業の対価(第二号関係)〕……………	三〇三
〔不動産の賃貸料等(第三号関係)〕……………	三〇四
〔利子等(第四号関係)〕……………	三〇五
〔貸付金の利子(第六号関係)〕……………	三〇五
〔工業所有権等の使用料又は譲渡の対価(第七号関係)〕……………	三〇六
〔給与又は報酬(第八号関係)〕……………	三〇八
第二章 非居住者の納稅義務	
第一節 通 則	
法第百六十四条《非居住者に対する課稅の方法》 關係……………	三〇九
第二節 非居住者に対する所得稅の總合課稅	
法第百六十五条《總合課稅に係る所得稅の課稅標 準、稅額等の計算》關係……………	三一
第三章 法人の納稅義務	
第一節 内国法人の納稅義務	
法第百七十四条《内国法人に係る所得稅の課稅標 準》關係……………	三二
法第百七十七条《内国法人の受ける報酬又は料金 に係る課稅の特例》關係……………	三二五
第二節 外国法人の納稅義務	
法第百八十条《国内に恒久的施設を有する外国 法人の受ける国内源泉所得に係る課稅の特例》 關係……………	三八
第四編 源泉徵收	
第一章 通 則	

法第百八十一条から第二百二十三条まで《源泉徵 收》共通關係……………	二九
第二章 利子所得および配当所得に係る源泉徵收	
法第百八十一条《源泉徵收義務》關係……………	三〇
第三章 給与所得に係る源泉徵收	
第一節 通 則	
法第百八十三条から第百九十三条まで《源泉徵收 義務および徵收稅額ならびに年末調整》共通關係……………	三二
第二節 源泉徵收義務及び徵收稅額	
法第百八十三条《源泉徵收義務》關係……………	三三
法第百八十五条《賞与以外の給与等に係る徵收稅 額》關係……………	三三
法第百八十六条《賞与に係る徵收稅額》關係……………	三三六
第三節 年末調整	
法第百九十条《年末調整》關係……………	三七
法第百九十一条《過納額の還付》關係……………	三〇
法第百九十二条《不足額の徵收》關係……………	三二
第四節 給与所得者の源泉徵收に関する申告	
法第百九十四条から第百九十八条まで《給与所得 者の源泉徵收に関する申告》共通關係……………	三三
法第百九十四条《給与所得者の扶養控除等申告書》 及び第百九十五条《従たる給与についての扶養 控除等申告書》關係……………	三三
法第百九十六条《給与所得者の保険料控除申告書》 關係……………	三三

第四章 退職所得にかかる源泉徴収

法第二百一条《徴収税額》関係……………三三

法第二百三条《退職所得の受給に関する申告書》

関係……………三三

第五章 報酬、料金等にかかる源泉徴収

法第二百四条《源泉徴収義務》関係……………三六

〔共通関係〕……………三六

〔原稿等の報酬又は料金（第一号関係）〕……………三七

〔弁護士等の報酬又は料金（第二号関係）〕……………三〇

〔診療報酬（第三号関係）〕……………三〇

〔職業野球の選手等の業務に関する報酬又は料金（第四号関係）〕……………三〇

〔映画、演劇等の出演等の報酬又は料金（第五号関係）〕……………三〇

〔契約金（第七号関係）〕……………三〇

〔広告宣伝のための賞金（第八号関係）〕……………三〇

法第二百五条《徴収税額》関係……………三〇

法第二百六条《源泉徴収を要しない報酬又は料

金》関係……………三〇

第六章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収

法第二百十二条《源泉徴収義務》関係……………三八

法第二百十三条《徴収税額》関係……………三九

法第二百十四条《源泉徴収を要しない非居住者の

国内源泉所得》関係……………三〇

第七章 源泉徴収にかかる所得税の納期の特例

法第二百六条《源泉徴収に係る所得税の納期の

特例》関係……………三〇

法第二百九条《承認の取消し等があった場合の納期の特例》関係……………三五

第八章 源泉徴収に係る所得税の納付および徴収

法第二百十一条《源泉徴収に係る所得税の徴収

関係……………三五

第五編 雑 則

法第二百三十二条《財産債務明細書の提出》関係……………三三

法第二百三十三条《申告書の公示》関係……………三三

附 則……………三三

別 紙

1 既往通達の改正（省略）

2 既往通達の廃止（省略）

省 略 用 語 例

所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

法……………所得税法

令……………所得税法施行令

規則……………所得税法施行規則

措置法……………租税特別措置法

措置法令……………租税特別措置法施行令

通則法……………国税通則法

耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令

第一編 総則

第一章 通則

法第二条（定義）関係

〔居住者、非居住者および非居住者（第三、四、五号関係）〕

住所の意義

二一 法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によつて判定する。

（注） 国の内外にわたつて居住地が異動する者の住所が国内にあるかどうかの判定に当つては、令第十四条（国内に住所を有する者と推定する場合）および第十五条（国内に住所を有しない者と推定する場合）の規定があることに留意する。

二二 国内に居所を有していた者が国外におもむき再び入国した場合において、国外におもむいていた期間（以下この項において「在外期間」という。）中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋もしくはホテルの一室等を保有し、または生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外におもむいた目的が一時的なものであると認められるときは、当該在外期間中も引き続き国内に居所を有するものとして、法第二条第一項第三号および第四号の規定を適用する。

国内に永住する意思を有しない居住者、非居住者等

法人でない団体の範囲

居住期間の計算の起算日

二一三 国内に居住する者で国内に永住する意思を有しないものについては、その者が国内に住所を有するかどうかの区分に応じ、それぞれ次により非居住者、非居住者等の区分を行なうことに留意する。

(1) 入国後一年を経過する日まで住所を有しない場合

入国後一年を経過する日までの間は非居住者、一年を経過する日の翌日以後四年を経過する日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者

(2) 入国直後には国内に住所がなく、入国後一年を経過する日までの間に住所を有することとなつた場合 住所を有することとなつた日の前日までの間は非居住者、住所を有することとなつた日から入国後五年を経過する日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者

(3) 入国直後に国内に住所を有する場合 入国後五年を経過する日までの間は非居住者、その翌日以後は非居住者以外の居住者

二一四 法第二条第一項第三号または第四号に規定する「一年以上」または「五年以下」の期間の計算の起算日は、入国の日の翌日となることに留意する。

〔人格のない社団等（第八号関係）〕

二一五 法第二条第一項第八号に規定する法人でない団体とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構

再入国した場合の居住期間

成員の個性を超越して活動を行なうものをいい、次に掲げるようなものは、これに含まれない。

- (1) 民法第六百六十七条(組合契約)の規定による組合
- (2) 商法第五百三十五条(匿名組合契約)の規定による匿名組合

二一六 法第二条第一項第八号に規定する法人でない財団とは、一定の目的を達成するために出えんされた財産の集合体のうち法人格を有しないもので、特定の個人または法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下にその出えん者の意図を実現するために独立して活動を行なうものをいう。

二一七 法人でない社團または財団について代表者または管理人の定めがあるとは、その社團または財団の定款、寄付行為、規則、規約等によつて代表者または管理人が定められている場合のほか、その社團または財団の業務にかかる契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事実上あることをいうものとする。したがつて、法人でない社團または財団で代表者または管理人の定めのないものは通常ありえないことに留意する。

二一八 法人(法別表第一「公共法人等の表」に掲げる法人を除く。以下この項において同じ。)の役員(法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員をいう。以下同じ。)または使用人をもつて組織した団体(以下二一九において「従業員団体」という。)が、これらの者の親ばく、福利厚生に関する事業を主として行なっている場合において、その事業経費の相当部

従業員団体の収入および支出の特例

公債の範

社債の範

分を当該法人が負担しており、かつ、次に掲げる事実のいずれか一の事実があるときは、原則として、当該事業にかかる収入および支出は、その全額が当該法人の収入および支出の額に含まれるものとする。(昭四六直審(所)二九により改正)

- (1) 法人の役員または使用人で一定の資格を有する者が、その資格において当然に当該団体の役員に選出されることとなつてゐること。
- (2) 当該団体の事業計画または事業の運営に関する重要案件の決定について当該法人の許諾を要するなど、当該法人がその業務の運営に参画してゐること。
- (3) 当該団体の事業に必要な施設の全部または大部分を当該法人が提供してゐること。

二一九 二一八の場合において、当該従業員団体の収入および支出が、たとえば、当該法人から拠出された部分と構成員から収入した会費等の部分とであん分するなど適正に区分経理されてゐるときは、二一八にもかかわらず、その区分されたところにより当該法人の収入および支出に含められる収入および支出の額を計算することができる。

〔公社債(第九号関係)〕

二一〇 法第二条第一項第九号に規定する公債には、外国および外国の地方公共団体の発行した債券が含まれる。

二一一 法第二条第一項第九号に規定する社債とは、株式会社が商法その他の法律の規定により発行する債券および会社以外の内国法人が特別の法律により発行する債券ならびに外国法人が発行する債券でこれらに準ずるものをいう。

法人でない財団の範囲

法人でない社團または財団の代表者または管理人

福利厚生等を目的として組織された従業員団体の収入および支出

のであるから、債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行するいわゆる学校債または組合債のようなものは、これに該当しない。

(注) いわゆる学校債、組合債等の利子は、雑所得に該当する。

〔預貯金（第十号関係）〕

二—一二 令第二条本文《預貯金の範囲》に規定する「銀行その他の金融機関」とは、法律の規定により預金または貯金の受入れの業務を行なうことが認められている郵便官署、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう。

(注) 金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、令第二条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する。

〔たな卸資産（第十六号関係）〕

二—一三 令第三条第七号《たな卸資産の範囲》に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、たとえば、事業所得を生ずべき事業にかかる次に掲げるような資産で一般に販売（家事消費を含む。）の目的で保有されるものが含まれる。

- (1) 飼育または養殖中の牛、馬、豚、家きん、魚介類等の動物
- (2) 定植前の苗木
- (3) 育成中の観賞用の植物
- (4) まだ収獲しない水陸稲、麦、野菜等の立毛および果実
- (5) 養殖中ののり、わかめ等の水産植物でまだ採取されない

書画、骨
とう等

貴金属の
素材の価
値が大部
分を占め
る固定資
産

現にか動
していない
資産

いもの

(6) 仕入等に伴って取得した空かん、空箱、空びん等

〔減価償却資産（第十九号関係）〕

二—一四 書画、骨とう（複製のようなもので、単に裝飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下この項において同じ。）のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画、骨とうに該当する。（昭五五直所三—一九により改正）

(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は稀少価値を有し、代替性のないもの

(2) 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等

(注) 書画、骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等その取得価額が一点十万円（絵画にあつては、号一万円）未満であるものについては、減価償却資産として取扱うことができるものとする。

二—一五 ガラス纖維製造用の白金製溶解炉、光学ガラス製造用の白金製のつぼ、か性カリ製造用の銀製なべのように、素材となる貴金属の価額が取得価額の大部分を占め、かつ、一定期間使用後は素材に還元するよう鑄直して再使用することを常態としているものは、減価償却資産に該当しない。（昭五五直所三—一九により改正）

(注) 一 これらの資産の鑄直しに要する費用（地金の補給のために要する費用を含む。）は、鑄直しの時において必要経費に算入する。

二 白金ノズルは減価償却資産に該当するのであるが、これに類する工具で貴金属を主体とするものについても、白金ノズルに準じて減価償却をすることができるとする。

二—一六 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される令第六条《減価償却資産の範

「囲」に規定する資産は、現にか動していない場合であつても、これらの業務の用に供するために維持補修が行われており、いつでもか動し得る状態にあるときは、減価償却資産に該当する。(昭五五直所三一・九により改正)

(注) 他の場所においてこれらの業務の用に供するために移設中の資産については、その移設期間がその移設のために通常要する期間であると認められる限り、減価償却を継続することができ。

二一七 建設又は製作中の建物、機械及び装置等の資産は、減価償却資産に該当しないのであるが、その完成した部分は不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されている場合には、その部分は減価償却資産に該当する。

二一八 温泉を利用する権利は、令第六条第八号二に掲げる水利権に準ずる減価償却資産とする。

(注) この権利の取得価額については四九・九、償却費の計算については四九・二六参照

二一八の二 他の者の有する工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下同じ。)について実施権又は使用権を取得した場合におけるその取得のために要した金額については、当該工業所有権に準じて取扱う。(昭五五直所三一・九により追加)

(注) 償却費の計算については、四九・二六の二参照

二一九 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権、内航海運業のいわゆる建造引当権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当等に係る権利は、令第六条第八号リに掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となつた

業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。(昭五五直所三一・九により改正)

(注) これらの権利の取得価額については、四九・一〇参照

二二〇 令第六条第八号に掲げる無形固定資産のうち、現に営む業務の遂行上必要な漁業権及び工業所有権については、その取得の日から業務の用に供されたものとして差支えない。(昭五五直所三一・九により改正)

二二一 下水道法第二条第三号(公共下水道の定義)に規定する公共下水道を使用する排水設備の新設又は拡張をする者が、その新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担して取得する当該公共下水道を使用する権利は、令第六条第八号力に掲げる水道施設利用権に準ずる減価償却資産とする。(昭四九直所二・二三により改正)

二二二 令第六条第八号タに掲げる電信電話専用施設利用権には、加入電話等利用規程(昭和四十五年日本電信電話公社公示第百二五)第八十一条の二(着信用電話)に定めるべくそう対策用市内着信専用の専用契約に基づく着信専用電話の使用権は含まれるが、同規程附表五(公社が設置する付属装置等の種類等)の一(付属装置)の十五に定める発着信専用装置を装置する加入電話に係る電話加入権は、これに含まれないことに留意する。(昭四九直所二・二三により改正)

二二三 日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社と締結した公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五

電信加入権等

公共下水道施設の使用のための負担金

電信電話専用施設利用権の範囲

出漁権等

工業所有権の実施権等

温泉利用権

建設又は製作中の資産

公共的施設
または改良
のために
支出する
費用

十五条の二（電信加入契約）に定める電信加入契約、同法第五十五条の九（データ通信回線使用契約）に定めるデータ通信回線使用契約又は同法第五十五条の十九（データ通信設備使用契約）に定めるデータ通信設備使用契約に基づき加入電信又はデータ通信による公衆電気通信役務の提供を受ける権利は、令第六条第八号タに掲げる電信電話専用施設利用権に準ずる減価償却資産とする。（昭五一、直所三一により改正）

〔繰延資産（第二十号関係）〕

二二二四 令第七条第一項第四号イ（公共的施設等の負担金）に掲げる「自己が便益を受ける公共的施設……の設置又は改良のために支出する費用」とは、次に掲げる費用をいう。

(1) 自己の必要に基づいて行なう道路、堤防、護岸、その他の施設または工作物（以下この項において「公共的施設」という。）の設置または改良（以下この項において「設置等」という。）のために要する費用（自己の利用する公共的施設につきその設置等を国または地方公共団体（以下この項において「国等」という。）が行なう場合におけるその設置等に要する費用の一部の負担金を含む。）または自己の有する道路その他の施設または工作物を国等に提供した場合における当該施設または工作物の帳簿価額に相当する金額

（注）国等に資産を提供した場合には、措置法第四十条第一項（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定により、法第五十九条第一項第一号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、当該資産

公共的施設
または改良
のために
支出する
費用

簡易な施設
の負担金
の必要経費
算入

資産を賃
借するた
めの権利
金等

の提供がなかつたものとみなされる。

(2) 国等の行なう公共的施設の設置等により著しく利益を受ける場合におけるその設置等に要する費用の一部の負担金（土地所有者または借地権を有する者が土地の価格の上昇に基因して納付するものを除く。）

(3) 鉄道業を営む法人の行なう鉄道の建設に当たり支出するその施設に連絡する地下道等の建設に要する費用の一部の負担金

二二二五 令第七条第一項第四号イに掲げる「自己が便益を受ける……公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」とは、その者の所属する協会、組合、商店街等の行なう公共的施設の建設または改良に要する費用の負担金をいう。この場合において、公共的施設の相当部分が貸室に供されるなど協会等の本来の用以外の用に供されているときは、その部分にかかる負担金は、協会等に対する寄付金となることに留意する。

二二二六 国、地方公共団体、商店街等の行なう街路の簡易舗装、街灯、がんぎ等の簡易な施設で主として一般公衆の便益に供されるものために充てられる負担金は、これを繰延資産としないのでその支出の日の属する年分の必要経費に算入することができる。

二二二七 令第七条第一項第四号ロ（資産を賃借するための権利金等）に掲げる費用には、次のようなものが含まれる。（昭五五直所三一、九により改正）
(1) 建物を賃借するために支出する権利金、立退料その他の費用